

第2号議案

蒲郡市職員定数条例及び蒲郡市出頭人の実費弁償に関する条例の一部改正について

蒲郡市職員定数条例及び蒲郡市出頭人の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

平成28年2月24日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市職員定数条例及び蒲郡市出頭人の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

農業委員会等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市職員定数条例及び蒲郡市出頭人の実費弁償に関する条例の一部を改正
する条例

(蒲郡市職員定数条例の一部改正)

第1条 蒲郡市職員定数条例（昭和37年蒲郡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第20条第2項」を「第26条第2項」に改める。

(蒲郡市出頭人の実費弁償に関する条例の一部改正)

第2条 蒲郡市出頭人の実費弁償に関する条例（昭和31年蒲郡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条第8号中「第29条第1項」を「第35条第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。